

一般社団法人日本知的障がい者卓球連盟 **スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式**

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>(審査基準 1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定している。</p> <p>(審査基準 2) 2023年6月に新しく策定した計画を当連盟ホームページに掲載し公表している。 参考URL：https://jttf-fid.org/jidttf/regulations/ (組織運営に関する中・長期計画) より具体的な内容への更新は、2024年12月を予定している。</p> <p>(審査基準 3) 理事会・メール・オンライン会議を定期的に行い、幅広く意見交換をおこない、見直し・課題について継続的に検討し改善に努めている。</p>	<p>1.中・長期基本計画</p> <p>2.令和5年度第1回定時理事会議事録</p>
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>(審査基準 1) 1. 「連盟の組織づくりと人材の採用・育成に関する計画」の内容に沿って、事務局機能の強化をすすめている。事務局機能の強化は喫緊の課題であるとの認識から、2019年度より外部人材を登用し第三者の視点を加えて高潔な連盟作りを進めている。 2. マーケティング事業を外部に委託し、専門的に活動を進めている。</p> <p>(審査基準 2) 当連盟では、定期的な採用は行っておらず、必要に応じて採用を行っている。人材の育成においては、専門委員会及び特別委員会の委員を選定する際に、委員は積極的に若手委員や女性委員を起用している。各事業の企画運営に携わらせることで内部研修を行っている。また、理事の登用においても同様に、積極的に若手や女性を登用するために定年制を導入し進めている。 ◆参考URL：https://jttf-fid.org/jidttf/regulations/ (連盟の組織作りと人材の採用・育成に関する計画)</p> <p>(審査基準 3) 人材育成計画策定については、役員候補者推薦委員会での幅広い意見を取り入れ人選を行っている。</p> <p>より具体的な内容への更新は、2024年12月を予定している。</p>	<p>1.中・長期基本計画</p> <p>3.連盟の組織作りと人材の採用・育成に関する計画</p> <p>2.令和5年度第1回定時理事会議事録</p> <p>70.令和5年度第2回臨時理事会議事録（R5.5.23開催）</p>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>(審査基準 1) 事業年度毎に財務の健全性確保に関する計画を策定している。 財務基盤強化は重要課題として中・長期基本計画に位置づけ取り組みを開始した。</p> <p>(審査基準 2) 財務の健全性確保に関する計画を公表している。 「財務の健全性確保に関する計画」について自己財源の充実に努めているとともに、中・長期計画を2023年6月に策定し公式ホームページに公表した。策定した計画内容は、当連盟として継続的な事業運営をしていくために必要なスポンサー獲得に関して目標を掲げ、自主財源の確保を理事全体で取り組むことが理事会で承認された。</p> <p>◆参考URL：https://jttf-fid.org/jidttf/regulations/ (2023年度財務の健全性確保に関する計画)</p> <p>(審査基準 3) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。 会計年ごとに予算を策定し総会で公表し、連盟ホームページで公表している。</p> <p>◆参考URL (中・長期基本計画、2022年度決算書、2023年度予算書) https://jttf-fid.org/jidttf/regulations/</p> <p>より具体的な内容への更新は、2024年12月を予定している。</p>	<p>1.中・長期基本計画 2.令和5年度第1回定時理事会議事録 7.2023年度財務の健全性確保に関する計画</p>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(審査基準 1) 1. 外部理事の目標割合を25%とし、役員候補者選任規程の第5条第6項に定めており、2022年役員改選時に達成している。 2. 目標設定については役員候補者選任規程に記載している。 役員候補者選任規程の第5条第6項に定めている。 3. 現状は全理事16名中、外部理事6名(37%)、女性理事5名(31%)、監事3名の内2名は外部人材である。 外部理事とは、卓球競技団体関係者以外としている。 (審査基準 2) 1. 女性理事については、2024年度改選で31%以上を維持していく。 2. 女性理事の目標割合を40%としており、役員候補者選任規程の第5条第6項に定めている。。女性理事の割合40%についてはあと1名強であり、2023年度中に数値目標と方策を講じて2024年度の役員改選に向けて、2024年3月を目途に規定化し、2024年4月より目標が達成される。	8.2023年度一般社団法人日本知的障がい者卓球連盟役員名簿 2.令和5年度第1回定時理事会議事録 4. 役員候補者選任規程
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	1. 一般社団法人の当連盟定款では評議員を置いていないため本項目は適用しない。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(審査基準 1) アスリート委員会が設置され、年1回委員会を開催している。 【令和3年度】2021年11月31日、【令和4年度】2023年1月21日、【令和5年度】年度内開催予定 (審査基準 2) 委員は選手(男女同数)と、障害特性を踏まえ理事がアドバイザーとしてアスリート委員会に参加している。 (審査基準 3) アスリート委員会での意見は参加した理事が、理事会で報告し、必要に応じて検討・対応している。	9.アスリート委員会規程 10.2023年部会・委員会メンバー 11.令和3年度アスリート委員会議事録 12. 令和4年度アスリート委員会議事録
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	(審査基準 1) 1. 役員名簿及び組織図のとおり、理事の人数は団体規模等に比して適正な人数にしている。 2. 2022年度役員改選により、全国組織を意識し地区バランスを考慮した配置にしている。	8.2023年度一般社団法人日本知的障がい者卓球連盟役員名簿 13.2022~2023年度連盟組織図
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	(審査基準 1) 1. 役員候補者選任規程の第5条に「理事の定年は75歳とする。」としている。 2. 理事の就任時の年齢に制限を設け2023年6月の役員選出時で決定した。改正された役員候補者選任規程は2024年3月の改選時より適用される。役員候補者選任規程の第5条第5項に定めている。 *理事就任時の年齢 70歳未満 *継続の場合 75歳未満 (但し、女性役員数が40%を満たさない限りは、女性のみこの限りではないとする。)	1.中・長期基本計画 4.役員候補者選任規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	(審査基準 1) 1. 現時点では、10年を超えた理事はいない。 役員候補者選任規程の第5条第3項に「理事の任期は1期2年とし、5期までとする。」旨を定めており、理事が原則として10年を超えて在任することを制限している。	1.中・長期基本計画 4.役員候補者選任規程 2.令和5年度第1回定時理事会議事録 8.2023年度一般社団法人日本知的障がい者卓球役員名簿
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	(審査基準 1) 1. 役員候補者推薦委員会は下記の通り運営されている。 - 役員の選任は役員候補者推薦委員会より選考される。 - その構成員については理事会で承認される。 2. 役員候補者推薦委員会は、理事2名、監事1名、有識者4名で構成されており、独立した諮問機関である。 3. 役員候補者推薦委員会メンバーは2023年9月の第3回書面式理事会で決定し承認された。変更したメンバーで2024年1月までに検討し、推薦案を理事会に提出する。	4. 役員候補者選任規程 5. 役員候補者推薦委員会規則 10. 2023年部会・委員会メンバー 14. 令和4年度役員候補者推薦委員会議事録(令和4年6月21日開催) 71. 令和5年度第3回書面式理事会議事録
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	(審査基準 1) 1. 役職員その他構成員が適用対象となる法令の遵守に関して定款の記載項目以外に倫理規程及び賞罰規程を整備し、公式ホームページで公表している。 ◆参考URL (倫理規定、賞罰規程、定款) https://jtff-fid.sakura.ne.jp/jidttf/regulations/	15. 一般社団法人日本知的障がい者卓球連盟定款 16. 倫理規程 17. 賞罰規程 18. 令和4年度第1回定時理事会議事録

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	(審査基準 1) 1. 法人の運営に関する必要な規程として、下記の規程を整備している。 ①会員及び会費に関する規程、②各種委員会規程（運営委員会規程、強化戦略委員会規程、選手・コーチ選考委員会規程、普及委員会規程、スポーツ医科学・VIRTUS登録委員会規程、大会準備委員会規程、組合せ委員会規程、審判・ルール委員会規程、マーケティング委員会規程、マーケティング委員会細則、広報委員会規程、コンプライアンス委員会規程、③監事監査規程、④理事職務権限規程、⑤経理規程、⑥事務局規程	15.一般社団法人日本知的障がい者卓球連盟定款 19.会員及び会費に関する規程 20.運営委員会規程 21.強化戦略委員会規程 22.選手・コーチ選考委員会規程 23.普及委員会規程 24.スポーツ医科学・VIRTUS登録委員会規程 25.大会準備委員会規程 26.組合せ委員会規程 27.審判・ルール委員会規程 28.マーケティング委員会規程 29.マーケティング委員会細則 30.広報委員会規程、 31.コンプライアンス委員会規程) 32.監事監査規程 33.理事職務権限規程 34.経理規程 35.事務局規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	(審査基準 1) 1. 法人の業務に関する規程として、下記の規程を整備している。 ①文書管理規程、②情報管理等に関する規則、③個人情報保護規程、④リスク管理規程、 ⑤反社会的勢力との関係遮断に関する規程、⑥不服申立規程、⑦役員慶弔規程、⑧印章規程 2. 役職員については、個別に雇用契約書を交わし理事会で承認を得ている。 3. 就業規則は雇用契約書に記載されており、整備されている。 4. 通報対応のため通報窓口に関してホームページに案内している。 参考URL： http://jtff-fid.org/ : 相談・お問い合わせ▷	36.文書管理規程 37.情報管理等に関する規則 38.個人情報保護規程 40.リスク管理規程 41.反社会的勢力との関係遮断に関する規程 42.不服申立規程 43.役員慶弔規程 44.印章規程
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	(審査基準 1) 1. 法人の役職員の報酬等に関する規程として、下記の規程を整備している。 ①経理規程、②国内競技大会における大会役員・競技役員謝金規程、③JPC助成事業における謝金・日当規程、④理事・監事による事務的業務提供時の報酬規程、⑤旅費規程、⑥支払規程 2. 雇用契約については、職員と連盟との間で個々に就業に関する契約を結んでいる。	34.経理規程 45.国内競技大会における大会役員・競技役員謝金規程 46.JPC助成事業における謝金・日当規程 47.理事・監事による事務的業務提供時の報酬規程 48.旅費規程 49.支払規程 76.(様式)雇用契約書
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	(審査基準 1) 1. 法人の財産に関する規程として、下記の規程を整備している。 ①備品管理規程、②支払規程、③経理規定	50.備品管理規程 49.支払規程 34.経理規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	(審査基準 1) 1. 財政的基盤を整えるための規程として、下記の規程等を整備している。 ①マーケティング委員会規程、②マーケティング委員会細則 2. 協賛・寄付についてはホームページに掲載し周知している。 参考URL： https://jttf-fid.org/supporter/	28.マーケティング委員会規程 29.マーケティング委員会細則 19.会員及び会費に関する規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	<p>(審査基準 1)</p> <p>1. 代表選手の公平かつ合理的な選考及びコーチ・スタッフ等に関する規程等について、下記の規程を整備している。</p> <p>①強化指定選手選考規程、②国際大会派遣選手選考規程、③2023年度強化指定選手選考ポイント計算表、④コーチ規程、⑤指導者の心得、⑥国際大会参加選手並びに保護者及び応援者に関する内規、⑦メダル獲得者報奨規程、⑧選手・コーチ選考委員会規程</p> <p>(審査基準 2)</p> <p>1. 選手の権利保護についてまとめて取り扱う規定は整備されていないが、「指導者の心得」にて指導者による選手への権利侵害やハラスメント禁止を定めるとともに、メダル獲得者報奨金規程にて成績優秀な選手には報奨金を与える制度を設けている。また、選手選考をはじめとして連盟の決定に不服があれば日本スポーツ仲裁機構での仲裁ができる旨を定めて、選手の権利を保護している。</p> <p>2. 個人情報保護に関する同意書を選手、保護者から取り適切に管理している。</p> <p>3. 肖像権に関しては、本連盟主催国内大会開催要綱の注意事項として『「競技結果(記録)及び肖像権等に関する取り扱い」 当連盟が認めた報道機関や会報及び関連ホームページ等で記録・映像・写真等が公開されることがあります。』と記載して周知している。</p> <p>参考URL (大会要綱) : https://jtff-fid.org/schedule/domestic/</p> <p>また、2023年11月21日に「個人情報保護・肖像権取扱いに関する規程」の改訂内容について承認を受け規程化された。</p> <p>4. 通報窓口において代表選考に関する疑義についても受け付けている。これまでのところ代表選考に関する通報があったことは無い。</p> <p>(審査基準 3)</p> <p>1. 代表選手の選考は、年度始めに作成した強化指定選手選考ポイント計算表をもとに、強化戦略委員会の提案により選手・コーチ選考委員会を開催し、検討後、理事会に承認を得る。</p> <p>2. 具体的には、2022年12月に強化戦略委員会で代表選手を推薦し、選手・コーチ選考委員会で選考し、2023年1月16日の理事会で承認を受け、2023年4月より施行した。</p>	<p>22.選手・コーチ選考委員会規程</p> <p>51.強化指定選手選考規程</p> <p>52.国際大会派遣選手選考規程</p> <p>53.2023年度強化指定選手選考ポイント計算表</p> <p>54.コーチ規程</p> <p>55.指導者の心得</p> <p>56.国際大会参加選手並びに保護者及び応援者に関する内規</p> <p>57.メダル獲得者報奨規程</p> <p>38.個人情報保護・肖像権取扱いに関する規程</p> <p>39.相談案内</p> <p>42.不服申立規程</p> <p>72. 個人情報保護同意書(別紙同意書含む)</p>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	1. 審判員は日本卓球協会登録の審判員に依頼している。規程は日本卓球協会の規程に準拠しているため、本項目は適用しない。	
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	<p>(審査基準 1)</p> <p>1. 規程の整備や法人運営に関する相談については、内容に応じて弁護士へ相談し対応している。 弁護士：高松政裕氏 高松弁護士はコンプライアンス委員会の委員長として在籍しており、契約など結んでいない。</p> <p>2. 人事労務については、会計フリーを導入しパラサポ・シェアードサービスで管理している。 社会保険労務士：宿谷裕樹氏（ストラダ税理士法人）</p> <p>3. 会計業務については、専門家との間で会計業務サポート委託契約を締結している。 吉田勉氏</p> <p>(審査基準 2)</p> <p>1. コンプライアンス、個人情報保護等日常業務の密接に関連する事柄については、必要に応じて理事や事務局員の研修を実施している。また、JPC主催のインテグリティ研修会の参加を必須としている。これらの研修を通じて役職員は、問題発生時に適切な判断できる程度の法的知識を有している。</p> <p>3. 2023年度11月27日にコンプライアンス研修会を開催した。当日参加ができなかった関係者へ録画視聴ができるよう整え、インテグリティ教育重要性の周知・徹底を行った。</p>	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	<p>(審査基準 1)</p> <p>1. 理事会と独立した組織としてコンプライアンス委員会が設置されており、その都度、必要に応じて開催している。</p> <p>2. 年に1回以上、開催している。</p> <p>(審査基準 2)</p> <p>1. コンプライアンス委員会に関する規程どおりに機能している。</p> <p>2. コンプライアンス委員会自体でPDCAを実施されていないが、必要に応じて検討事項を運営委員会、理事会への報告や助言により対応策の検討が進められるよう運営している。</p> <p>(審査基準 3)</p> <p>1. コンプライアンス委員会の構成員には、女性委員 2 名（金沢氏、柏木氏）を配置している。</p>	<p>31.コンプライアンス委員会規程</p> <p>13.2022～2023年度連盟組織図</p> <p>60.過去 2 年分のコンプライアンス委員会議事録</p> <p>10.2023年部会・委員会メンバー</p>
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	<p>(審査基準 1)</p> <p>1. コンプライアンス委員会の構成員 5 名中、弁護士 2 名、学識経験者 1 名（小野寺氏）を配置しており、十分な社会的経験と見識を具備していると認識。</p>	<p>31.コンプライアンス委員会規程</p> <p>13.2022～2023年度（一社）日本知的障がい者卓球連盟組織図</p> <p>10.2023年部会・委員会メンバー</p>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(審査基準 1) 1. 役職員向けのコンプライアンス研修は、JPC主催の研修会の参加を必須としている。 2. 2019年、2021年にコンプライアンス研修会を主催し、強化指定選手選手、その保護者、全役職員が参加で開催したが、東京パラリンピック、コロナ感染症対策などにより未実施の年度もあったが、今後は年1回の開催を基本とし、2023年11月27日にコンプライアンス研修会を開催した。当日参加ができなかった関係者へ録画視聴ができるよう整え、インテグリティ教育重要性の周知・徹底を行った。 3. 上記の研修は、全役職員が参加する。	6.2022年度JPC主催会議・研修会参加者名簿 61.R4年度JPCインテグリティ研修会参加者名簿 62.R5年度JPCインテグリティ研修会実施要項及び参加者名簿 63.R5 コンプライアンス研修会開催要綱 78.R5コンプライアンス研修会資料 79.R5コンプライアンス研修会参加者名簿
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	(審査基準 1) 1. 国際大会等に参加する選手及び指導者と連盟スタッフは、毎年JPC主催のコンプライアンス研修会に参加している。 2. 2019年、2021年にコンプライアンス研修会を主催し、強化指定選手選手、コーチ、その保護者、後援者が参加で開催したが、東京パラリンピック、コロナ感染症対策などにより未実施の年度もあったが、今後は年1回の開催を基本とし、2023年11月27日にコンプライアンス研修会を開催した。当日参加ができなかった関係者へ録画視聴ができるよう整え、インテグリティ教育重要性の周知・徹底を行った。 3. 上記の研修は、NT強化指定選手、NT強化指定選手保護者・母体コーチ、強化スタッフが参加する。 4. 選手は知的障害の特性のため理解を深めていただけるように保護者にも研修会への参加をすすめ、選手へのフォローができる体制を構築している。	61.R4年度JPCインテグリティ研修会参加者名簿 62.R5年度JPCインテグリティ研修会実施要項及び参加者名簿 63.R5コンプライアンス研修会開催要綱 78.R5コンプライアンス研修会資料 79.R5コンプライアンス研修会参加者名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	1. 連盟として審判員を置いてなく、大会開催の都度、開催地の都道府県に所属している審判員に委託しているため、本項目は適用しない。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	<p>(審査基準 1)</p> <p>組織運営において専門家のサポートが必要となると想定される場面では前広に専門家のアドバイスをもらう体制を構築し、専門家のサポートが必要となる事案については、毎週実施している事務局会議で都度確認共有している。</p> <p>(審査基準 2)</p> <p>1. 法律/弁護士2名(1名はコンプライアンス委員長)とは随意対応、税務・会計/財務経験者とは業務委託契約にて日常的に専門家のサポート体制を構築している。</p>	<p>13.2022~2023年度連盟組織図</p> <p>59.会計業務サポート委託契約書</p> <p>31.コンプライアンス委員会規程</p>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切 に行い、公正な会計原則を遵 守すること	<p>(審査基準 1)</p> <p>1. 公正な会計原則を順守するための業務サイクルが確立している。</p> <p>2. 経理規程、支払規程等を整備することなどにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。</p> <p>(審査基準 2)</p> <p>2. 適用を受ける一般法人法に基づき、当連盟の目的を理解しその達成に向けて尽力するに十分な見識と能力を満たしている者で会計に詳しいものを監事として3名を配置している。 1名は元大手金融機関勤務をしており十分な見識をもっている。1名はスポーツ団体の運営に熟知している。1名は元教育機関勤務でスポーツ団体での監事経験者として運営に熟知している。</p> <p>(審査基準 3)</p> <p>3. 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査と業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。</p> <p>◆参考URL (2021年度、2022年度の決算報告書、監査報告書) https://jttf-fid.sakura.ne.jp/jidttf/regulations/</p>	<p>34.経理規程</p> <p>32.監事監査規程</p> <p>49.支払規程</p> <p>45.国内競技大会における大会役員・競技役員謝金規程</p> <p>46.JPC助成事業における謝金・日当規程</p> <p>47.理事・監事による事務的業務提供時の報酬規程</p> <p>48.旅費規程</p> <p>35.事務局規程</p> <p>8.2023年度一般社団法人日本知的障がい者卓球連盟役員名簿</p>
27	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関 し、適正な使用のために求め られる法令、ガイドライン等 を遵守すること	<p>(審査基準 1)</p> <p>1. 国や助成元における要綱などの定めに沿って、適切に処理し、国や助成元の監査を受けている。</p> <p>2. 上項26(審査基準 2)の体制により、経理規程の定めに基づき、手続きや科目等適切な経理処理を行い、かつその処理方法に係る監査を受けている。</p> <p>3. 倫理規定第4条(関係者の遵守事項)、第6条(情報開示及び説明責任)において適切な経理処理を規定している。</p>	<p>34.経理規程</p> <p>45.国内競技大会における大会役員・競技役員謝金規程</p> <p>46.JPC助成事業における謝金・日当規程</p> <p>47.理事・監事による事務的業務提供時の報酬規程</p> <p>48.旅費規程</p>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<p>(審査基準 1)</p> <p>1. 財務情報等については、法令に基づく開示を行っている。総会開催時に公表している。</p> <p>2. ホームページに2021年度、2022年度決算報告書、2021年度、2022年度監査報告書を掲載している。</p> <p>3. ホームページに2023年度収支計画を掲載している。</p> <p>◆参考URL：(2021年度、2022年度の決算報告書、監査報告書、2023年度収支計画書) https://jttf-fid.sakura.ne.jp/jidttf/regulations/</p>	<p>64.令和5年度事業計画</p> <p>65.2023年度収支計画</p> <p>66.2022年度決算報告書</p> <p>67.2022年度監査報告書</p> <p>74.2021年度決算報告書</p> <p>75.2021年度監査報告書</p>
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	<p>(審査基準 1)</p> <p>1. 選手選考含む選手選考に関する情報を開示している。ホームページの選手専用ページに掲載し選手、保護者を含め周知し公表している。</p> <p>2. 選手・コーチ選考委員会規程に疑惑のない選考を行うことの規定がある。</p> <p>3. 選考外の選手にも要望があれば丁寧に説明している。</p> <p>◆参考URL：(2023年度強化指定選手選考結果、2023年度強化指定選手選考ポイント計算表) https://jttf-fid.org/data/</p>	<p>51.強化指定選手選考規程</p> <p>53.2023年度強化指定選手選考ポイント計算表</p> <p>52.国際大会派遣選手選考規程</p> <p>22. 選手・コーチ選考委員会 規程</p>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	(審査基準 1) 1. ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等の開示について、今まではホームページに公開・公表したが、今年度は2023年度スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査 審査書式を他の証憑類とともに提出しホームページへ掲載する。 参考URL : https://jttf-fid.org/jidttf/regulations/	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(審査基準 1) 1. 現在、倫理規程第5条に基づき、重要な契約について、客観的・透明性につき、特に慎重な検証を行っている。 2. 重要な契約（金額の多寡、関係者への影響の大小等から判断する。）については、理事会での承認を必要とし、客観性・透明性につき特に慎重な検証を行っている。 (審査基準 2) 2. 2021年度中旬に策定した利益相反ポリシーに基づき、適切に管理している。	16.倫理規程 68.利益相反ポリシー

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	(審査基準 1) 1. 利益相反ポリシーを2021年度に策定しホームページに公表している。 ◆参考URL：(利益相反ポリシー) https://jttf-fid.org/jidttf/regulations/	68.利益相反ポリシー

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<p>(審査基準 1)</p> <p>1. 通報窓口に関する規定を設け、コンプライアンス委員会を窓口とする体制を構築した。</p> <p>2. 通報窓口について、ホームページ等を通じて、恒常的に連盟関係者に周知している。</p> <p>(審査基準 2)</p> <p>1. 情報管理等に関する規程を設け、通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。</p> <p>(審査基準 3)</p> <p>1. 通報内容に関する情報の取扱いについては一定の規則を設け、情報管理をしている。</p> <p>2023年11月21日の理事会で承認を受け「通報窓口に関する規程」を規定化した。</p> <p>(審査基準 4)</p> <p>1. 通報窓口を利用した相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。</p> <p>2023年11月21日の理事会で承認を受けを目的に「通報窓口に関する規程」を規定化したとする予定である。</p> <p>(審査基準 5)</p> <p>1. 当連盟役員に対して通報が正当な行為として評価されるという意識付けを深めるため、今年度開催するコンプライアンス研修等を通じて徹底を図る。</p> <p>◆参考URL：(相談案内、情報管理等に関する規程、個人情報保護規程、コンプライアンス委員会規定、通報窓口に関する規程)</p> <p>https://jtff-fid.org/jidttf/regulations/</p>	<p>39.相談案内</p> <p>37.情報管理等に関する規程</p> <p>38.個人情報保護規程</p> <p>31.コンプライアンス委員会規程</p> <p>13. 2022年～2023年度連盟組織図</p> <p>73.通報窓口に関する規程</p>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	(審査基準 1) 1. 当連盟の現時点での通報制度の運用は、その内容に応じて弁護士2名のいるコンプライアンス委員会にて対応している。 2. 通報などを受けた場合には、コンプライアンス委員会が必要な調査を行い調査結果を通知する。	39.相談案内 31.コンプライアンス委員会規程 13. 2022年～2023年度連盟組織図

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<p>(審査基準 1)</p> <p>1. 賞罰規程において役職員、会員などの懲戒対象者、禁止行為や処分の内容、処分の決定、調査の実施など規程に定めている。</p> <p>2. 職員については、就業規則を雇用契約書に掲示し、これに従っている。</p> <p>(審査基準 2)</p> <p>1. 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を周知している。</p> <p>2. 賞罰規程、不服申立規程をホームページで公開している。</p> <p>◆参考URL : https://jttf-fid.org/jidttf/regulations/</p> <p>(審査基準 3)</p> <p>1. 処分審査を行うに当たってはコンプライアンス委員会がその対象者に聴聞の機会を設けている。</p> <p>2. 処分結果に対して、処分対象者は不服申立に関して、賞罰規程第10条で規程されている。</p> <p>(審査基準 4)</p> <p>1. 決定した処分については書面をもって処分決定を通知する旨が賞罰規程第9条に規程されている。</p> <p>2. 賞罰規程に定める書面に記載すべき事項として不服申立手続きの可否、その手続きの期限を賞罰規程第10条に規程されている。また、不服申立規程にて日本スポーツ仲裁機構による紛争解決を規程している。</p>	<p>17.賞罰規程</p> <p>42.不服申立規程</p> <p>31.コンプライアンス委員会規程</p>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<p>(審査基準 1)</p> <p>1. 「倫理規程」において、違法行為や倫理規程に反する行為が行われた場合、会長直轄の機関として設置されたコンプライアンス委員会が調査と審査を行うことが明記されている。コンプライアンス委員会構成員には、弁護士2名の有識者を配置している。</p> <p>◆参考URL (倫理規定、賞罰規定、コンプライアンス委員会規定、組織図) https://jttf-fid.org/jidttf/regulations/</p>	<p>16.倫理規程</p> <p>17.賞罰規程</p> <p>31.コンプライアンス委員会規程</p> <p>13. 2022年～2023年度連盟組織図</p>
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<p>(審査基準 1)</p> <p>1. 懲罰や紛争について、スポーツ仲裁を利用できるよう賞罰規程第12条及び不服申立規程第2条に自動応諾条項を規程に定めている。</p> <p>(審査基準 2)</p> <p>1. 自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立以外、代表選手の選考を含む当連盟のあらゆる決定を対象に含んでいる。</p> <p>2. JSAAの「スポーツ仲裁規則」に従っている。</p> <p>(審査基準 3)</p> <p>3. 申立期間について合理的でない制限は設けていない。</p>	<p>17.賞罰規程</p> <p>42.不服申立規程</p>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	(審査基準 1) 1. スポーツ仲裁の利用が可能であることを賞罰規程及び不服申立規程で明示し、ホームページで公表している。 2. 処分対象者に処分の通知をする場合は、スポーツ仲裁の利用ができることを書面で通知している。 ◆参考URL (賞罰規定) : https://jttf-fid.org/jidttf/regulations/	17.賞罰規程 42.不服申立規程
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	(審査基準 1) 1. 危機管理における不祥事対応及び緊急事態対応に関する規程を整備している。 ◆参考URL (リスク管理規定) : https://jttf-fid.org/jidttf/regulations/ (審査基準 2) 1. 不祥事対応の一連の流れなどが具体化した詳細な危機管理マニュアルを運用している。 (審査基準 3) 1. 危機管理マニュアルに対応の流れが明確に記載されている。 (審査基準 4) 1. 危機管理マニュアルに、第三者委員会を設置する場合の一連の流れを記載している。 2. 有事発生の際の危機管理体制を構築しており、その際にはリスク管理規程を下に対処する。(リスク管理規程第11条、12条、13条) 具体的リスクが発生した場合について、役職員を中心に、当該役職員の上位者や関係部門の担当者と連携し、具体的リスクの発生に伴う損失・不利益を最小化するための必要な初期対応を行う等の危機管理体制が構築されている(リスク管理規程第6条・第7条) 3. コンプライアンス委員会委員長の弁護士としており、弁護士に相談する環境は整備されている。今後外部調査委員会を設置する場合には事案の性質に応じて適切な人員を配置するべく、同弁護士に相談しつつ外部調査委員会を設置する制度を構築している。 4. 第三者委員会設置規程については、2024年3月を目途に規程化する予定である。	40.リスク管理規程 69.危機管理マニュアル

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年間不祥事は発生していない。	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会には、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年間不祥事は発生しておらず外部調査委員会も設置していない。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	1. 当連盟には、地方組織がないため、本項目は適用しない。	
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	1. 当連盟には、地方組織がないため、本項目は適用しない。	